これからアルバイトを始めたい留学生は、以下にアルバイトに関する情報を記載し、

指導教員（未定の場合：クラス担当）の許可を得てください。

先生の許可は裏面をご参照ください。

International students who wish to start a part-time job are required to obtain prior approval from their supervisor (or Class-Tanto if a supervisor has not yet been assigned) by providing the following information.

Please have your Supervisor (or Class-Tanto) provide their approval on reverse side.

氏名 (Name)：

学籍番号 (Student ID Number)：

勤務先 (Name of Workplace)：

週間勤務時間 (Working Hours per Week)：　週　　　　　時間 hrs/week

いつから (From)：

いつまで（契約期間が決まっている場合）

(Till (if the employment contract specifies a fixed term)：

【注意】

＊許可される時間は、1週間に28時間以内です。

　You may work up to 28 hours a week.

＊夏・冬・春の大学の長期休業中は1日に8時間以内です。

Up to 8 hours a day during spring, summer and winter school breaks.

＊新しいアルバイトを始めるときは、毎回、指導教員またはクラス担当からの許可が必要です。

Each time you wish to start a new part-time job, you must obtain prior approval from your Supervisor or Class-Tanto.

学生支援課長　殿

以下の留学生のアルバイトについては、目的、業種、活動時間とも妥当と

認め、資格外活動を承諾します。

留学生氏名（国籍）：

　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

指導教員（未定の場合：クラス担任）名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

+=+=+=+=+=+=+=+=+=+=+=+=+=+=+=+=+=+=+=+=+=+=+=+=+=+=+=+=+=+=+=+=+=+=+=+=+=+=+

留学生の資格外活動（アルバイト）許可について

平成２４年７月２３日

　　　　　　　　　　　　　　　　国際交流委員会決定

1. アルバイトは出入国管理及び難民認定法（入管法）の定めるところに従い、
   1. 留学中の学費その他の必要経費を補う事を目的とし、

かつ、

* 1. 社会通念上学生が通常行っている範囲にある職種内において活動を行う場合に許可することとする。
  2. 職種の妥当性が曖昧なものは、国際交流委員長が判断する。

1. アルバイトを行う際は、指導教員（未定の場合：クラス担任）の許可を得て行う。
2. 指導教員（未定の場合：クラス担任）は以下の事項を考慮の上、アルバイトの可否を検討

する。

　　① 当該留学生の経済事情（奨学金の有無、金額等）、修学状況

　　　＊国費、外国政府奨学金の受給者については、学費、生活費の心配がないことから、勉学に専念することが望ましい

　　② アルバイトの目的及び内容

４．指導教員（未定の場合：クラス担任）は当該留学生のアルバイト内容、時間数等を把握し、学業に支障を来たさないよう指導する。

+=+=+=+=+=+=+=+=+=+=+=+=+=+=+=+=+=+=+=+=+=+=+=+=+=+=+=+=+=+=+=+=+=+=+=+=+=+=+